第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項中

を除く	を除く

を

及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第四号）に規定する特別法人事業税	及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）に規定する特別法人事業税

に改め、同表税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項中

特別法人事業税	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に規定する特別法人事業税

を除く

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に規定する特別法人事業税	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律